

令和6年8月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年9月2日（月曜日）午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 15名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	3番 清遠 典子
4番 西笛 勤	5番 岡村 和紀	6番 松本 明広
7番 國澤 剛	8番 高松 勇一	9番
10番	11番 安岡 志乃	12番 都築 直美
13番 筒井 誠	14番 白石 裕二	15番 山本 伸
16番 茂井 雅昭	17番 上杉 卓朗	

4. 欠席委員 2名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 忠

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号40～46）

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 4件

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 1件

議案第4号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 8 月定例会を開催します。本日の出席委員は 15 名で、欠席委員は 2 名です。出席農業委員 12 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は都築直美委員と筒井誠委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 40 番

　　大字西分字柏原 甲 6279 番 1、地目は田、面積 475 m²、甲 6280 番 1、地目は田、面積 255 m²、甲 6280 番 2、地目は田、面積 254 m²、甲 6281 番 1、地目は田、面積 263 m²。譲渡人は高知市西秦泉寺の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R6 年 9 月 1 日から R11 年 8 月 31 日までの 5 年。作付けは花卉、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 41 番

　　大字馬ノ上字和田 2145 番、地目は田、面積 1,718 m²、2147 番、地目は田、面積 535 m²。譲渡人は香南市野市町西野の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R6 年 8 月 1 日から R9 年 6 月 30 日までの 2 年 11 ヶ月。作付けはナス、賃借料は 75,000 円/10a。

　　受付番号 42 番

　　大字馬ノ上字和田 2148 番、地目は田、面積 933 m²の内 473 m²。譲渡人は香南市野市町西野の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R6 年 8 月 1 日から R9 年 6 月 30 日までの 2 年 11 ヶ月。作付けはナス、賃借料は 75,000 円/10a。

　　受付番号 43 番

　　大字馬ノ上字和田 2160 番、地目は田、面積 1,084 m²。譲渡人は南国市大桶の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R6 年 8 月 1 日から R9 年 6 月 30 日までの 2 年 11 ヶ月。作付けはナス、賃借料は 75,000 円/10a。

受付番号 4 4 番

大字西分字香円 甲 5666 番、地目は田、面積 1,580 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は高知市丸ノ内の〇〇さん。所有権移転で売買対価は、土地代 3,346,000 円。移転時期は、R6 年 8 月 30 日。

受付番号 4 5 番

大字和食字北叶岡前ノ丸 甲 5451 番、地目は田、面積 1,543 m²。譲渡人は大阪府高槻市牧北駅前町の〇〇さん、譲受人は高知市丸ノ内の〇〇さん。所有権移転で売買対価は、土地代 950,000 円。移転時期は、R6 年 8 月 30 日。

受付番号 4 6 番

大字西分字門田 甲 5709 番、地目は田、面積 945 m²。譲渡人は高知市丸ノ内の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。所有権移転で売買対価は、土地代 950,000 円、手数料 20,000 円。移転時期は、R6 年 8 月 30 日。

議 長 第 1 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 7 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規程による許可申請について。

受付番号 5 土地の所在は大字西分字一番訳 乙 1303 番、台帳地目は畑、現況地目は畑、面積は 121 m²。譲渡人は、芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。売買による所有権移転。

8 月 26 日 (月) に会長、清遠典子委員、白石裕二委員、事務局にて現地確認。

受付番号 6 土地の所在は大字西分字一番訳 乙 1304 番、台帳地目は畑、現況地目は畑、面積は 115 m²。譲渡人は、芸西村西分〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。売買による所有権移転。

8 月 26 日 (月) に会長、清遠典子委員、白石裕二委員、事務局にて現地確認。

受付番号7 土地の所在は大字和食字北ノ神 甲 5386 番、台帳地目は田、現況地目は田、面積は 1,246 m²。譲渡人は、芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。贈与による所有権移転。

8月26日(月)に会長、茂井雅昭委員、筒井誠委員、事務局にて現地確認。

受付番号8 土地の所在は大字馬ノ上字媒人屋敷 944 番1、台帳地目は畑、現況地目は畑、面積は 487 m²。譲渡人は神奈川県横浜市保土ヶ谷区の〇〇さん、譲受人は安芸市日ノ出町の〇〇さん。売買による所有権移転。

8月26日(月)に会長、上杉卓朗委員、事務局にて現地確認。

受付番号9 土地の所在は大字西分字金ノ弦 乙 617 番、台帳地目は畑、現況地目は畑、面積は 425 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は、田野町の〇〇さん。売買による所有権移転。

8月26日(月)に会長、清遠典子委員、白石裕二委員、事務局にて現地確認。

議 長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題とします。

第3号議案 農地法第4条第1項の規程による許可申請について。

受付番号2番 土地の所在は大字西分字スズレノ本 甲 1321 番1、地目は田、転用面積は733 m²の内488.78 m²、申請人は埼玉県さいたま市南区の〇〇さん。転用目的は、自己住宅の建築。

8月29日(木)に会長、都築直美委員、山本伸委員、事務局にて現地確認。

議 長 第3号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 3 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規程による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 3 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規程による許可については許可いたします。

議 長 続きまして第 4 号議案 その他について委員、事務局より何かありませんか。

事務局 農地パトロールの説明

議 長 これで 8 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 13 時 50 分)

議事録署名委員

都築 直美

議事録署名委員

筒井 誠